

覚書等整理表 (平成24年9月公表分)

(様式1)

(部局名：水道局)
(取りまとめ課：水道局総務課 電話 088 - 821 - 9207) (ページ番号 1/1)

	覚書等件名	文書日付	最終決裁者	関係者名		概要・背景	所管課等	・公開等の区分 (公開しない部分)	備考
				市側	相手方				
1	覚書(高知分水に係る水源流域の清流保全及び水源流域の活性化と交流を図るため、同流域で開催される各種イベントに対する経費の負担)	H23.7.15	水道事業管理者	高知市水道事業管理者	土佐町長	イベントに要した経費の一部を負担するものとする。ただし、負担金の上限は、年額300,000円とする。	浄水課	公開	
2	確認書(仁淀川水質等環境保全対策費に係る年次補償)	H24.2.21	水道事業管理者	高知市水道事業管理者	いの町長	平成4年12月28日付け覚書第3条に基づいて、いの町への取水協力金としての仁淀川水質等環境保全対策費を、平成5年度を初年度として3年毎に総務省統計局の公表する高知市消費者物価指数に基づきスライド更改する。(23年度から25年度分)	浄水課	公開	
3	覚書(瀬戸川取水堰上流域に設置されている公衆便所の維持管理に係る経費の負担)	H24.4.1	浄水課長	高知市水道事業管理者	瀬戸川流域活性化対策推進協議会会長	瀬戸川流域活性化対策推進協議会が高知分水瀬戸川取水堰上流域に設置している公衆便所(2か所)の年間維持管理費の2分の1を高知市が負担する。	浄水課	一部公開 (団体の代表者の印影)	
4	覚書(高知分水に係る水源流域の清流保全及び水源流域の活性化と交流を図るため、同流域で開催される各種イベントに対する経費の負担)	H24.4.1	浄水課長	高知市水道事業管理者	土佐町長	イベントに要した経費の一部を負担するものとする。ただし、負担金の上限は、年額300,000円とする。	浄水課	公開	
5	確認書(仁淀川漁業補償に係る年次補償)	H24.5.18	水道事業管理者	高知市水道事業管理者	仁淀川漁業協同組合代表理事組合長	漁業の損失補償として仁淀川漁業協同組合の育苗施設等の管理運営費用について、昭和51年度を初年度として3年毎に国の物価指数に基づきスライド更改する。(24年度から26年度分)	浄水課	一部公開 (団体の代表者の印影)	